

八幡宮創祀の位置について

中野 能

一、平安の八幡宮創祀に関する諸説

二、宇佐氏系図の分析

三、古表・古要八幡宮とその舞楽

四、三角池とヤハタの神

- (1) 辛嶋氏の伝承
- (2) 宇佐氏の伝承
- (3) 大神氏の伝承

五、八幡宮創祀とその意義

一、平安の八幡宮創祀に関する諸説

宇佐宮の縁起は鎌倉時代以前に大別二本がある。一は承和11年6月17日に豊前国司が勘上した縁起^①で、一は正和に弥勒寺社僧神咩が編纂した「宇佐八幡宮御記宣集」である。

後者は前者を参考にし更に他社史料その他の史料を集め、30年の年月をかけて編纂した縁起であり、中に各種の現在見る事のできない史料も入っている。このような意味で八幡宮のみならず神道研究には重要な史料である事は言うを待たない。しかしこゝではしばらく「託宣集」はおいて承和11年の縁起のみをとりあげることにする。

承和縁起（便宜以下これで呼ぶ）は編纂された縁起としては宇佐宮最古の記録でありその史料の信憑性についてみると、何れも承和以前の古文書古記録を使用しているし、小椋山に造営したという神龜2年（AD 725）より119年後の承和11年（AD 844）の約1世紀を経た後の編纂である点で記録史料としては可成り価値としても高いものであると考えられる。ことに引用された史料で現在みられない史料もあるので、その点に於ても亦貴重な史料である。厳密な考証については別稿に譲るとして、たゞこれに使用された史料が殆んど大神氏及び辛嶋氏関係のものであるという点には注意しなければならない。宇佐には原始時代から有力な豪族で宇佐國造宇佐氏があり、平安時代に八幡宮が宇佐宮になつてから特に勢力を有していた宇佐氏の関係史料は殆んど使用されてないといつてよいのである。

この点は從来何度か紹介して来たようにこの神社は奈良時代までは宇佐にあつても「八幡宮」であつて、「宇佐宮」ではなかつたという事、言いかえると八幡宮時代

に宇佐氏が公式に八幡宮に關係するのは天平勝宝元年と同7年（755）より宝亀4年（773）の18年という限られた時代だけであつたからである。従つて宇佐氏關係の文書は宝亀を中心とする時代が大部分で、その外は殆んど公文書は伝わらなかつたのであろう。

こゝにも私がこれまで幾度か論じて來たように、八幡神と宇佐神（比咩神）を區別して考えなければならない理由がある。承和縁起に比咩神がみえるのは「菱形小椋山」に移つてからの問題で「今坐宮号菱形小椋山也、比咩大御神前住、国加都玉依比咩命也、又住都麻垣比咩大御神也、本坐宇佐郡安心別倉東方高岳也、」とあるだけである。^②

即ち八幡宮に比咩神云々の問題が出るのは比咩神鎮座の山に八幡神が移住したからに外ならない。換言すると、八幡神は比咩神とは無関係に生長してきた神であつたのである。そこで八幡宮の縁起には表面的に比咩神が現れてくる理由もなく、むしろその必要もなかつたのである。承和縁起に比咩神關係史料即ち宇佐氏文書が使用されない理由はこゝにもある。

かくて八幡神を論ずる場合

1、八幡神は他の地方から入つて來た神であるとみなければならない。

2、宇佐氏に關係がなかつたかどうかを宇佐氏關係史料からも八幡神を考えなければならない。

3、双方の史料を綜合した上で7世紀以前の八幡神発生の社会的根柢を追求しなければならない。

以上3点が考えられるのである。然るに明治以後の諸説についてみると、この点に配慮した上の説は皆見に入らないようである。

二、宇佐氏系図の分析

以上述べた如く承和縁起には宇佐氏關係史料は殆んどみえない。時代的にみると古墳時代を終えて6世紀後半

より7世紀後半に至る飛鳥時代の1世紀の間に八幡神の発生を述べている点では、大神、辛嶋氏の両史料何れも同じであるが、先にも述べた如く、この間に宇佐氏関係史料は全くみられない。ただ明応2年石清水護国寺奏僧の分註（以下分註とする）によると、欽明天皇の御代に応神天皇の靈が宇佐郡馬城嶺に顯れたとある冒頭の語に對して「御許山六人行者記」の説を引用して山上の石体及び靈水の事を述べて、これを靈代と考えた事を記しているが、六人行者とは法蓮以下宇佐の巫僧集団をさしているので、これは広い意味にとれば宇佐氏関係史料とみられる。

これに対して弘仁6年大神清麻呂解文によると、それを欽明天皇29年とし、直ちに大神比義は鷹居社を建て祝となつたとあり、辛嶋家主解文によると、欽明天皇の御代に「宇佐郡辛国宇豆高島」に天降り、ついで「大和國瓊吹嶺」「紀伊国名草海島」「吉備宮神島」それより「宇佐郡馬城嶺」に始めて顯れたとあり、最初は「比志方荒城潮辺」に移り、その時家主祖先辛嶋勝乙目が供奉し託宣によつて御命を請ける事が出来たとある。

所が縁起には全くみられないが宇佐氏系図（宮成系図）によると、池守の項に

弘仁二年任大宮司兼押領使、叙正八位下常住野仲郷依神誓護謹角靈池、故得池守之名、叙明天皇御宇、於池上奉拝聽詠、後与大神比義相共始奉拝八幡大神之靈現鎮座奉仕、又神護景雲中造立大尾山社、寿三百余歳、

とあり、宇佐氏関係庶流系図にも各々多少は異なるが、同様の詞が夫々記されている。而して宇佐宮成、到津系図をみると池守及び、それ以下の人物についての系譜が古文書古記録に徴して殆んど誤りがないのである。かゝる点からすると、この系図の編纂も恐らく文書記録及び少くとも伝承によつて伝つて來たものであらう事が想像されるのである。このようにみると、池守の記事も少くとも宇佐氏に伝つた家伝ではないかと考えられる。

そうすると八幡宮に関する伝承は辛嶋、大神氏の伝承と共に宇佐氏にも、その時代は異なるとしても伝つていたのではないかと考えられるのである。そこで宇佐系図による記事を宇佐氏に伝えられた家伝であるとすれば、宇佐氏は豊前下毛郡三角池によつて大神比義と宇佐池守によつて八幡神を顯し、神誓によつて池守が「池守」即ち也の管理をしたという事になる。

ところが系図によつてみると池守は宝龜より弘仁の人勿である。この点は古文書によつても、その実在性が明確である。従つて大神氏伝承によつて比義を実在の人物であるとすれば比義は六・七世紀の人物になるのである。よつて文書にみる八世紀の池守とは全く時代を異に

する。この矛盾を如何にみるか、こゝに大きな問題がある。ところが秋吉系図や末広八幡宮社記によると、佐知彦命の子が池守となつてゐる。更にこの記事にも池守は三百歳を生きたとなつてゐる。池守が300年続いたとすると8世紀をさかのばる事3世紀といふ事になり、5世紀頃の問題となるが、少くとも1・2世紀の間は池守が続いた事を意味しているとみられるだろう。

こゝで秋吉系図及び末広八幡宮社記を探るとすれば、宇佐池守の祖先は佐知彦命の子孫であることになる。而してこの氏族の祖神を祭つたのが後の末広八幡宮になつたものであろうことになる。いかえると池守は職名で継続したものであるか、宇佐氏が宇佐津彦命を祖神とするように考えれば佐知彦の子孫は佐知氏であり、何れも地名を氏とする古代社会の慣行によれば当然そういうことになるのである。而して佐知氏は現在も佐知に伝わり宇佐氏庶流と伝えている。

而も佐知氏並に宇佐庶流といわれる下毛郡一帯の一族を始め、他地方宇佐、国東郡まで散在している一族を含めて江戸時代に至つても、宇佐国造の子孫として佐知の祖神佐知翁として佐知屋敷（この地名は中世文書に散見し、宇佐宮領になつてゐる）に祀つてゐる。⁽¹⁴⁾

宇佐氏の祖神と考えられる比咩神は承和縁起によると神龜以前には宇佐菱形小椋山に鎮座していたが、その以前は都麻垣に住む比咩大御神であり、宇佐安心院別倉の東方高岳に天降つたと云つてゐる。そうすると宇佐氏の比咩神は安心院に鎮座していたということで宇佐氏は安心院に居住していたことになる。

然るに宇佐では宇佐一族宮成、到津旧男爵家を始め十数氏の庶家が現宇佐町老上丘という古墳群のある丘の下（宇佐高校下）の「シメキ」と称する聖地に「センダン」の大木を中心にして祖神宇佐津彦命（石碑は明治初年のものであるか）を祀り現在も尚且続いている。

なお宇佐郡旧豊川村（現駅川町）字拝田の宇佐川（駅館川）の東方の山上の池の畔にも旧い神社があり、宇佐津彦命が宇佐津姫命と共に神武天皇をお迎えした宇佐津彦の宮居跡というのである。明治初年小幡小倉県令はこゝを一柱騰宮の遺跡として指定し、紀念碑も建設している。

そこで一柱騰宮の問題に触れておこう。この宮居跡についての論争は長い間行われ、特に江戸時代の学者には盛であつた。敷田年治の宇佐雜考、渡辺重春の豊前志で拝田説をとり、日本書紀通証、博物志は妻垣説をとり、具原益軒の八幡宮本記、祝氏の宇佐宮社説集、糸永茂昌の糸永翁隨筆では宇佐説をとつてゐる。2600年記念の顕彰碑建設の時も坂本太郎博士は非常に困つたときいている。

このような問題性は宇佐系図中他にもみえる宮成系図には「貞野⁽¹⁶⁾—佐野—手人—池守—式佐—豊川」となつてゐる。貞野についてみると貞野は宇佐郡麻生村、和名抄では麻生郷にあり、麻生氏はその子孫であると伝え、麻生系図にもこのように記されている。次の佐野についても佐野は宇佐郡旧長峰村（現四日市町）にある地名で律令制に於ては高家郷（実は広山郷に近いのであるが）にある村である。村の鎮守に古来宇佐宮八幡社の一に数えられている大根川社があり、その鎮座の由来は「昔八幡様が戦の時にホコを立てた所である」と伝え、託宣集には大根を洗つた所であると記している。この村に住む佐野氏はその子孫であると伝え宇佐系図にも斯く記されている。系図に見える豊川は同じく地名であり前述の如く拝田宮を祀つた一族であろうと考える。

このようにみてくると何れも平安初期以前にみる名で麻生、佐野、佐知、豊川等々共に地名を名とする名であり宇佐氏系に現れると共に子孫を有し夫々祭祀遺跡を残しているのである。

この系図に現れた豊川以前の人名は、故宮地直一博士も生前疑問があるといわれていたが、結論的にいえば宇佐津彦以来の祖先の遺業のあとを伝えたもの、いかえると宇佐氏が氏族制社会の時代に勢力を拡充して他氏族（部落国家）を統合して行つたあとを伝えたものではないかと私は考える。宇佐津彦命が宇佐国造に任せられるに至るまでの統合国家成立の功業のあとを系図として図式化したもので、それ等の子孫は何れも宇佐一族である事を信じ、誇を持つているが、それはまさに氏族制社会における党的結合を示す名残りであろうと考える。

あたかも皇室が全国の氏族を統合した後、有力氏族の祖神を国家経営即ち官幣の社にしたと同様に部落国家の氏神を宇佐宮撰社に指定し、統一国家成立の後皇室を中心とする大系譜即ち古事記、日本書紀を編纂したが、そこでは皇別以外の他氏族も皇別氏族に入り、或は皇室系譜の中に入つて行つたと同様に宇佐、三毛（下毛、上毛郡）郡の部落国家の小氏族も宇佐氏の中に入つて行つたのである。国家の場合における宇佐氏が始まは高魂神を祖神としていたが、いつか天三降命（比咩神）に変化したと同様である。

このようにみると宇佐池守という個人は宇佐氏が宇佐津彦の子孫であると云えば、池守の血縁的祖神は佐知彦であり更に三毛入野命であるという事になる。従つて佐知氏は本来は三毛氏であつたのであるということになる。そこで池守の祖先である三毛の佐知氏は宇佐氏族に統合の後、宇佐の佐知氏として帰化人（恐らく秦氏）の技術を借りて、山国川の支流に堤防を築き三角池を作つて大宇佐田=大貞を作つたので、宇佐国造に池守を命じ

られたのが神誓の語になつたのである。こゝで池の神に代々奉仕してきたが、8世紀の大神、宇佐氏の混乱期に選ばれて当時の池守が旧国造家宇佐氏を襲いだのである。事実宇佐池守は8世紀に宇佐氏権益擁護のために最も活動した人である。かくて宇佐氏が宇佐系図編纂の時池守の生家の由来⁽¹⁷⁾（歴史的経歴）を本人に附隨して系図に書き入れられたものではあるまいか。かよう考察すると、安心院、貞野、佐野、豊川等も他氏族統合のあとを物語るものであろうということになる。こゝに於て第一第二の問題点が解決されるのである。

三、古表・古要八幡宮とその舞楽

八幡神が国家的神に発展する一番大きい動機は養老四年（AD720）の隼人征伐である。この戦に八幡神と共に活動した宇佐法蓮一派は宇佐氏法師集団である。養老5年に朝廷が法蓮に宇佐公を賜姓していることは宇佐氏がこの征伐に対する八幡神への協力が如何に大きかつたかを物語るものである。又これが動機で八幡神が小山田社より宇佐比咩神の鎮座している小椋山移動、極言すると入婚としての神婚が成立し、官社として発展する結果になつたのである。

ところがこの征討の時八幡神の神験として使用したのは三角池の真薦の枕であつた。「こも」は神聖な物をのせるものである。6里も離れた下毛郡の三角池にある三角池と宇佐に鎮座する八幡神の関係が如何に深いものであつたかを知る事ができるのである。

征討後八幡神は隼人戦没者慰靈のために放生会を宇佐郡和間浜で行つた。これが我国放生会の起源であるとされているが、その放生会に行われる重要行事は、宇佐郡辛嶋郷内に存する法鏡寺、虚空藏寺と下毛郡野仲郷の古要社と上毛郡吉富郷にある古表神社の舞楽である。古要社⁽²⁰⁾は現中津市伊藤田にあり、古表社は上毛郡（現福岡県吉富町）にある。又舞楽雅楽に關係する宇佐宮の最高責任者である樂所検校薬丸氏は上毛郡唐原村（現福岡県筑上郡大平村）に住んでいた。試みに薬丸氏は丹波姓となつている。⁽²¹⁾

これ等の古要、古表社は後に三角池の薦八幡宮に所属する八幡宮になるが、下毛郡大家郷（現中津市闇無浜）には古くから鎮座する龍王社がある。龍王社については故稻葉倉吉氏は磯良宮であることを明にしている。⁽²²⁾この鎮座地大家郷については大田亮博士は屯倉であろうといわれている。⁽²³⁾

これに対して稻葉氏は肥前風土記を引いて大家郷は海部族の集落地としている。今屯倉かどうかの結論はさておき、この大家郷が海部族の集落地であつた事についてはその裏付資料がある。それは上毛、下毛両郡地方には海神社が多いことである。

福岡県築城郡上城井村大字本庄

〃 〃 西角田 〃 〃 上河内

〃 上毛 〃 八屋町 〃 〃 宇島

大分 〃 下毛 〃 鶴居村 〃 〃 高瀬

〃 中津市 〃 一松

の如く主なる社でも5社があり、必ずしも現海岸ではないが、上毛郡西吉富村大字安曇の地名のあることといふ大宝2年の戸籍にみる塔里（上毛郡唐原村）に海部龍手等の名もみえる。この海神社は海部族に關係した氏族が海部安曇神を祭つたのであろうと考える。

そこで安曇磯良に關係ある縁起を有する神社をみると宇佐八幡宮、高良玉垂宮、志賀海神社等であり、何れも大陸、又は大陸交通、海上生活者としての有力氏族であつた点は無視できない。先にあげた中津市龍王社が「磯良宮」であつたことは境内の石灯籠によつてみても明瞭である。従つて上毛、下毛の海岸地帯を含めて安曇氏が大きく支配していたであろう事は疑うべくもない。

折口信夫博士は宫廷神樂の起源を八幡系統にあるとしている。博士は神樂歌謡の「千歳法」その初めの「阿知

⁽²⁷⁾ 女作法」の「阿知女」は「安曇」で「磯良丸」を呼び出し「才男」になるし、又神樂に「磯良ケ崎」というのは「磯良」に關係あるとみているが、私は「才男」は「細男」であろうと思つてゐる。八幡宮では放生会の時古表、古要の傀儡の舞以外に細男舞も行つてゐる。豊前国司が放生会に參向する途次には夫々の宿泊の社で細男舞が行われていた。この「才男」が宫廷に入つた経路について大神中臣宇佐氏か、又は宇佐宮と宫廷の關係か、或は諫山・大家郷が屯倉であつた關係からかであろう。

そして最も有力なる考え方は大神氏の力即ち八幡宮が宫廷に入れたものであろうと考える。そうすると古表、古要社はその以前は龍王社に所属していたものであろう。

豊前宇佐郡和間浜（現長洲町）は肥前風土記や八幡愚童訓に宇佐浜と考えられているのであるが、この浜と寄藻川との接觸点浮殿で毎年放生会が行われ、この法会の重要な行事の一つになつてゐるのが細男舞と古要古表の傀儡の舞であつた。古要社の舞楽は江戸中期に放生会の参加が中止され、村の鎮守行事になつてしまつたが、上毛郡古表社の参加は舟を利用して長洲町に上陸し、昭和の大戦前まで続いた。

北文書によると

⁽³⁰⁾ ○首略

一傀儡子船二艘ハ上毛郡小今井 浮殿御前漕參奏舞樂

○尾略

とある。「小今井」は古表社であり、今津役は「古要社」である。同書によると龍頭益頭首は浮殿の南より漕出し樂人が奏樂する。潮が満ちて来ると浮殿の北より沖に傀儡子船が招かれ浮殿前で舞樂を奏し、次いで浮殿下に拾置きし蟾を放生陀羅尼等を修して流すのである。この放生陀羅尼は法鏡寺役であつた。

この行事（法会）に宇佐郡の虚空藏寺、法鏡寺、六郷山が参加することは距離的に近いという事であれば別であるが、和間浜から6里以上離れている上毛、下毛郡の神社が参加するという事は如何なる理由であろうか。虚空藏寺、法鏡寺が參加する事は法鏡寺文書等に伝えられている如く、宇佐法蓮以下の法師集団がこの戦に参加したからであろう。にも拘らず承和縁起には八幡神の出征は述べてあるが、法蓮等の法師集団には全然触れていない。

放生会にわざわざ上・下毛郡の両社が参加することは恐らく隼人征伐の強力な軍勢の中に安曇一族の子孫と考えられる両郡の民が水軍を編成したからではあるまいかと考える。

さて出征した地方が放生会に参加するのであれば、豊前の他の地方からも参加して然るべきであるし、然も八幡神は小山田鎮座の時代であるから、当然宇佐郡中心だけよい筈である。にもかゝわらず宇佐郡の参加は祭典行事に関する鋪設の所役のみである。

⁽³¹⁾ ⁽³²⁾ ⁽³³⁾ ⁽³⁴⁾ 勿論放生会には豊前国司を始め路次の社が全部關係するので、後には豊前国全体が参加したとみられないことはないけれども、この重要神事に特に上・下毛郡ことに庶民がこれに参加するという点については一考を要するものがある。しかしながら承和縁起にはこれに関する記事も全くみられない。

四、三角池とヤハタ神

(1) 辛嶋氏の伝承

八幡神の宇佐に現れる由来については、承和縁起によると（第二に於て述べたが）先づ馬城峯に天降つた。そこで欽明29年（A D 568）に鷹居社を建立し大神比義が祝となつたとあるが、これは大神氏の伝承であると考えた。しかしもう一説には辛国宇豆高嶋に天降つた神が大和、紀伊、吉備を通つて馬城峯に天降り、それから突然「比志方荒城辺」に移り、それを祀つたのは辛嶋勝乙目で、神の御命をうけたという。

承和縁起には異説として一書をあげているがそれによると大神が「潮辺」即ち宇佐郡の西北海岸に座して崇志津比咩に酒を奉られた酒井泉社より郡瀬社へ更に鷹居社に移られ、ここで大神が荒びそれが治つてから小山田社に移られたという伝承をあげているが、登場する人物は辛

嶋氏だけである。

以上小山田社より小椋山に移座するまでの経緯について三説が挙げられているが、第2と第3は同一の出所をもつものであると考えられるので辛嶋氏の家伝であり、強いて云えば辛嶋氏と同族と考えられる酒井氏に伝つた家伝であろう。

何れにしても馬城峯に天降つた神が宇佐郡内を移座する遊幸神話であり、社地についての伝承である。それを後に宇佐八ヶ社といわれる故池によつて宛てゝみると「潮辺」は乙咩社であり、「宇佐川渡」は瀬社であろうと考える。妻垣社は小椋山の条にみえるのでこれを除くと承和縁起にみえないのは田笛社と大根川社だけである。

従つて小椋山に移るまでの経路をみると殆んど辛嶋氏に關係した社だけである。辛嶋氏はその系図にみる如く素戔鳴男尊を祖神としていることからすると「辛國・宇豆高嶋」も「韓國」の神の由来を伝えたものであろうが同時に第二説の大和からの遊幸神話は大神比義にからまる神話で大神伝承と辛嶋伝承が混淆したものであろうと考えられる。⁽³⁷⁾

このようにみると大神比義は大和の大神氏であり、辛嶋氏は韓國神を云々する点で香春神を祀る奏氏の配下にあつた新羅系帰化人であろうと推論してきたのであるが⁽³⁸⁾この伝承によつてみると八幡神の担手は大神氏であり、その大神氏の信仰をうけ容れているのは辛嶋氏であつたことになるし、このことは同時に大神氏より辛嶋氏の方が先に宇佐国に入つていたことを物語つている。

このように辛嶋氏伝承をみると、八幡神は辛嶋氏祭祀の神社を次々に問ねているのである。而もこれ等の社は辛嶋氏の資料によると殆んど大神氏とは關係がないことをみると、この伝承も大神氏伝承と辛嶋氏伝承の混淆したもので、こゝにあげる荒城の社や酒井泉、瀬社は辛嶋氏が韓國神、韓嶋神を祀つた社であると共に、この神が宇佐国の辛嶋に落ちつく迄の路順を伝えたもので、辛嶋祖神を奉じて祭祀して來た辛嶋氏の來由を伝えた伝承でもあろう。

この様にみてくる時辛嶋系図が伝えている如く、欽明29年より4年後の敏達元年(AD 572)に辛嶋氏だけで鷹居社を奉祀したと伝えているが、書紀によると15年後の用明2年(AD 587)には豊國法師が參内している。それは豊前の奇巫が仏教の影響をうけている事を証しているのであるが、九州最古の寺院が6世紀末から7世紀に上毛、下毛、宇佐郡に建立されている事をみると、豊國法師は宇佐国の人であり、後の8世紀の法蓮が宇佐氏である事になる。かくて宇佐氏にこの仏教を伝え、より早く宇佐氏に結ばれて行つたのは辛嶋氏でありこの辛嶋神が宇佐神との交渉をもつた時の伝承が、大神

氏伝承にみえない菱形池鍛冶翁伝説ではあるまいか。即ち鍛冶翁は韓系シヤーマンであり、辛嶋氏の宗教文化と宇佐氏の宗教文化との融合した時の伝承を伝えたものが菱形池伝承ではあるまいかと考えられる。然るときは欽明朝(6世紀末)の八幡神の発現という縁起は実は八幡神ではなく宇佐神と辛嶋神(仏教を含めた)との融合を示したもの、即ち小椋山地主神といわれる北辰神の前身の縁起ではあるまいか。⁽⁴⁰⁾

もしこれが認められるとすれば承和縁起の辛嶋氏伝承及び辛嶋系譜の意味が理解できると共に宇佐仏教の紹介者は新羅系辛嶋氏であり、宇佐仏教が新羅仏教である事が明になるのである。

(2) 宇佐氏の伝承

前項で述べた如く後の宇佐八ヶ社といわれる宇佐宮八摺社の中、田笛、大根川社のみは全く縁起に現れて来ない神社である。この中大根川社は明に宇佐氏族の社である。このように宇佐氏に關係する祭祀遺跡の地には全く關係しない八幡神が神龜2年に小椋山で始めて宇佐氏の祖神比咩神の社地に入つた事になる。

こゝに於て今一度宇佐氏の關係伝承と大神、辛嶋両氏の伝承を綜合してみる必要が生れてくる。仮に大神辛嶋混淆伝承をとるとすれば、八幡神が潮辺に移坐する以前はどこにいたかという事である。少くとも大神氏が奉仕している八幡神を支えていた祭祀集団は何者であり、且又潮辺から何が故に遊行が始るかということである。

宇佐氏伝承及び八幡社と古表、古要社の關係に戻らなければならなくなる。宇佐氏が部落國家統一即ち宇佐氏族への勢力統合の経過については一瞥したが、こうした宇佐氏統一国家の勢力は中臣氏を通じて朝廷とも密接な關係があつたので、宇佐津彦は宇佐、三毛両郡を中心にして宇佐国造に任せられていたのである。所で豊前国の帰化人の問題であるが、この帰化人が山国川を渡つて下毛郡に入るのは5世紀を過ぎてからであろうという説があるが、5世紀以後山国川を渡つて、宇佐国に入つて来るのは治山治水の技術が動機であつたらう。而してその帰化人は豊前一帯に勢力を有している秦氏系新羅人であつたろう。これが三毛郡山国川の三又の支流に堤防を築く三角池の土木工事であつたのではなかろか。⁽⁴³⁾

三角池を中心とする地方は諫山郷であり、又後に野仲郷ともいわれる。その名も示す通り、山野の多い所で耕地としても畑である。恐らく「焼畠」(ヤハタ)による耕作地であつたに相違ない。このような土地に「池」の土木工事の行われた事は水田の造成であり、新しい村造りであつた。今その地方を大貞と称しているが、この大貞の地名は「大宇佐田」であつたろうといわれる。⁽⁴⁴⁾然る時は今迄の焼畠(ヤハタ)に生れた三角池は大宇佐田を

生み出した水源であり、古代社会における「カミ」であった。然るが故に百姓はこの池を神として祭つたであろうし、ヤハタに生れた神であつたから「ヤハタの神」と称したであろうと考える。

下毛郡には「矢幡」の姓が多いが和名抄によると上毛郡には山田郷、築城郡には綾幡郷もみえるし、又三角池のある地区は中区以降大畠（大幡）と称しているがこれも「ヤハタ」と通するものがある。

既に(2)節に述べた如くもともとこの池を作つた主体者は佐知翁と呼ばれ宇佐佐知氏であり、佐知氏は嘗て三毛郡を統一していたと考えられる氏族である。古表、古要社のある大家郷等はその時統合されたのであろう。従つて佐知氏が三角池の宇佐池守となれば、この下毛上毛の住民はヤハタ神の祭祀集団になるのが当然であり、これ等の祭祀集団の固定化したものが古表、古要社に集約されたものと考える。

(3) 大神氏の伝承

ヤハタは綾幡、矢幡、八幡ともなり、その幡は畠と同義である。その頃のヤハタ神には勿論人間神としての神格はない筈であり、池そのものの神、即ち自然神としての祭祀が行われていたに違いない。それは薦八幡縁起によつても明である。

大宝2年の筑前国戸籍をみるとト部や大神部が可成りの数を占めているが、豊前の戸籍には断簡ではあるが仲津郡丁里に戸口として2名がみえるだけである。このように豊前に少い大神氏が縁起に何の来由も経緯も示さず突然宇佐に現れるのは何故であろうか。私は皇室に密接な関係を有している大和の大神氏が、筑前豊前の大神部及び秦氏を背景にして政府の中央集権的政治意図を帯びて独立性の強い宇佐国に現れて来たのではあるまいかと考える。それは八幡神が天平3年（AD731）以前から既に応神天皇であるとされているからである。この神が応神天皇であるという点については和銅3年（AD710）⁽⁴⁷⁾又は斎明6年（AD660）に遡り得る可能性もある。而も住吉神代記に現れる点については、筑前住吉神の司祭者が大神氏であつたことも大宝の戸籍と合せて見逃してはならないことである。

かかる意味に於て縁起にみる大神比義は三角池=八幡神に応神天皇の神格を附与した大和系大三輪信仰をもつシャーマンであろうと考えるのである。比義についての史料は縁起を除いては宝亀4年（AD773）正月18日の文書（石清水文書）に引かれている大神田麻呂解状以外にない。その田麻呂の解状によると「自先祖人神比義、至丁田麻呂祝奉仕同拝壹百玖拾箇歳」とあるので、仮にこれを逆算すると敏達12年（AD583）になる。これは欽明29年（AD568）よりすると15年の後であるが、試に大神

小山田氏系図による

比義—春麻呂—諸男—田麻呂—種麻呂
からすると時代が約100年程長すぎる事になるから、100年を減じてみるとAD668年（天智7年）になり、斎明6年（AD660）に近い年になる。

宮地直一博士も八幡宮の研究に指摘している如く、欽明云々は仏教伝来に関連して起つて來たものであろうから、当然時代が下るべきであろう。然るに欽明29年より71年後の用明2年（AD587）4月2日には豊國法師が天皇治病に参内し、而も6～7世紀の九州最古の寺院は宇佐国にしかない点をみると、既に6世紀には宇佐国に仏教の人つた事を示すものであるから、「欽明29年云々」の紀年は馬城嶺信仰を有していた氏族の仏教受容した時代を表現するもので、八幡神顯現の年ではないとみるべきである。然るときは馬城嶺信仰（私は宇佐津彦神とみる）の祭祀集団は宇佐氏一族でなければならぬので、欽明朝降臨説話が前に述べた如く六人行者記によるものであるとすると、それは宇佐法師集団の伝承であり、宇佐法師集団が宇佐氏族であつたことよりすると宇佐氏佛教受容の伝承が大神氏八幡神発現伝承と混淆したものであろうことになるのである。⁽⁴⁹⁾

従つて厳密に云えば馬城嶺に八幡神が天降つたということは（ずっと後のことで）云えないことになる。勿論この時代の仏教は極めて原始神道的なものであつたので宇佐氏は仏教を受容したのである。而してそれに直接当つたのは辛鳴氏であつたろうことも既に述べた。辛鳴氏は秦氏の有力氏族と考えられるので韓國神=新羅明神の氏人であるので辛鳴氏の故地には氏族神としてこの神を祀つてもよいのである。⁽⁵⁰⁾

さてこのように宇佐氏と辛鳴氏の融和、仏教を通じての結合は如何なる事で行われたのであろうか。5世紀の頃における三角池の築造に対する辛鳴氏の貢献の故であろう。この結果が辛鳴氏の宇佐国入部に発展したものであろう。

大神比義の場合は縁起「一日」からすると荒城より酒井泉へと辛鳴氏の社を追つて移つてゐるが、酒井泉社で崇志津比咩に酒を奉らでいるが、もし崇志津比咩が辛鳴系図による勝志津米であるとすれば、大化4年（AD648）に当るし、住吉神代記の斎明6年（AD660）にも極めて接近する。すると大神比義による八幡神の応神天皇神格附与の年は7世紀の中頃になる可能性が強くなる。すると上・下毛郡の寺院建立の時代ともなる。

又大神氏が八幡神を奉じて辛鳴氏の氏神社に移つて来る問題についても、如何に大神氏であろうとも八幡神の神格が明でなければ辛鳴氏が迎える筈はない。であるから八幡神が海路より潮辺に上陸して来る時は既に八

幡神=応神天皇になつていたとみるべきである。然るときは(2)に於て述べた如く、三角池の自然神を人間神応神天皇にした場所は三角池であり、これが宇佐系図にみる比義池守と共に八幡神を顯すということであろう。応神天皇に現れる理由の一つは佐知氏の住む佐知は諫山郷にあり、この郷は屯倉に推定されている。比義が屯倉の旧族佐知池守と結び易かつた点も見逃せない。

こゝに旧三毛郡のヤハタ神の祭祀集団は応神天皇八幡神の祭祀集団に発展し、就中屯倉諫山郷を中心に田部氏は有力なる八幡神の杖人になり、海路荒城社に上陸し、酒井泉、瀬社へと辛嶋氏の社を移り、宇佐川を渡り宇佐国造の本拠に入つて行つたのである。大神氏が辛嶋氏のあとを追つたのも佐知氏と辛嶋氏が近かつたからであろう。又田部氏が杖人であつたろうという事は三毛郡には多くの田部氏が居住し、それは封戸郷内にも田部氏が多くなるからである。大神氏は宇佐川を渡り鷹居社に移るが鷹の荒れる伝承を残している事よりすると、宇佐氏が簡単に認めなかつたからであろう。

五、八幡宮創祀とその意義

以上三氏の家伝を総合すると5世紀の頃屯倉と考えられる諫山郷と野仲郷の焼畑に旧三毛佐知氏の支配地である宇佐国の一角、秦(辛嶋)宇佐(佐知)両氏の協力の下に三角池が出来た。これによつて焼畑(ヤハタ)には大字佐田=大貞が生れ、三角池はヤハタの神として奉斎され、佐知氏は池守として司祭者になり世襲した。豊前上・下毛両郡の氏はいつかその祭祀集団になつた。

かくて三角池の功業により秦部の辛嶋氏は宇佐国に入つたが、6世紀末宇佐氏は辛嶋氏を通じて仏教を受容し豊國法師を生み出した。改新後大神氏は独立性の強い宇佐を吸収するために三角池の佐知池守と結び、山国川宇佐川岸に寺院を建立し、ヤハタ神に応神天皇という神格を与えた。その後大神氏は田部氏などを杖人として海路旧八幡村の乙咩社に上陸し辛嶋氏と結んで宇佐氏に接近するため酒井泉瀬社と辛嶋氏の氏神を移動し、遂に宇佐川を越えて鷹居社を八幡宮として建立したが、宇佐氏との間は静穏でなく漸次治つて行つた。天智の頃(AD662~670)小山田に八幡宮を建立したという(承和縁起)。一もつと後の7世紀末から8世紀初めの史料は多い。養老4年(AD720)隼人征伐を行うがそれには宇佐法蓮も参加しているので宇佐氏の協力体制ができ、その結果大神氏の八幡神と宇佐氏の比咩神の合体の機縁が釀成され、北九州に祭祀集団を有する強力な社会体制ができ律令制の本旨が実現されるようになつた。そこで宇佐祖神、彦姫神の中宇佐津彦神は陰をひそめ比咩神が八幡神を入婿として神婚が完成したのが小椋山の移座ということであ

官社八幡宮の造立となつたのであろうと思われる。八幡神が北九州を代表する強力なる神権を發揮できるようになつたのはこういう由縁がそれを約束できたものと考える。

宇佐氏を中心とする宇佐川周辺の寺院虚空蔵寺法鏡寺の統合問題も神宮寺弥勒寺として統合發足する意義もこゝにあつたと考える。(未完)

- 註 (1) 石清水文書二、宮地博は多少を疑をもつていた(神道史序説297頁)
- (2) 拙稿「宇佐八幡発現に関する考察」(西日本史学3号)「八幡信仰における二元的性格」(宗教研究144号)
- (3) 分注は省略した。その読みは「比咩大御神前ニ住ミ」「又住ニ都麻垣-大御神也」と読む方がいゝのではないか。
- (4) 石清水文書二、弥勒寺建立縁起分注による。
- (5) 同上
- (6) 同上には勝乙日とあるが、日は日の誤写であろう。
- (7) (4)に同じ。
- (8) 池守については小山田系図等には異説が入つている。
- (9) 石清水文書二、及び八幡宇佐宮御託宣集所収
- (10) 同上宝龜4年文書所引の田麻呂解状
- (11) 大分県史料10巻所収
- (12) 中津川由来記所収「五社由来之事」(山本草堂編中津古文書8頁)
- (13) 宇佐氏系図及び今仁文書、薦八幡宮相伝系図(大分県史料八巻)
- (14) 屋形三郎文書(大分県下毛郡本耶馬渓町屋形)
- (15) 宇佐氏諸系図、承和縁起
- (16) 宮成系図には(宇佐公)武雄一貞野一佐野一手人一池守一式佐一豊川となつている。(田北氏編年大友史料)
- (17) 拙稿「道鏡天位託宣の社会的背景」(大分県立芸術短期大学紀要1号)
- (18) 法鏡寺文書(大分県史料二巻)その他
- (19) 繁紀、養老5年6月3日の条
- (20) 北和介文書「放生会之記」(大分県史料二巻)
「応永造営記」
- (21) 平凡社神道大辞典、竹園賢了氏「八幡神と仏教の習合」(宗教研究159号、昭34)
- (22) 拙稿「宇佐佛教と虚空蔵寺」(宇佐史研究126号、昭30)
- (23) (20)に同じ、筑紫豊氏「八幡古表神社の傀儡子」(福岡県文化財調査報告書第18輯、昭30)半田

- 康夫氏「中津市伊藤田の古要舞と古要相模」（大分県文化財報告書第3集）
- (24) 葦丸文書（大分県史料第2巻）
- (25) 稲葉倉吉氏「大家郷地名考」（豊前郷土史論集）
- (26) 太田亮博士著「氏族制度」
- (27) 折口信夫博士「日本芸能史ノート」の説に対し西角井正慶博士も同意している（昭36、日本宗教学会特別講演）
- (28) 渡辺重春著「豊前志」
- (29) 伊藤田文書（中津市伊藤田力氏蔵）
- (30) 大分県史料2巻
- (31) 19に同じ
- (32) 承和縁起
- (33) 20に同じ
- (34) 大宝2年の戸籍（竹内理三博士寧楽遺文所収）によると地名につけた勝氏が多い。辛嶋勝も大宝の戸籍には「宇佐郡辛嶋里戸籍」という形で書かれていたと思われ、辛嶋は既に先学が指摘されている如く「韓嶋」であつたと考えられる。「辛国字豆高嶋」というのは宇豆高は美称であるから、「韓國嶋」で「韓嶋」＝「辛嶋」と同義であると考える。その点承和縁起の分注と見解を異にする。
- (35) 22に同じ
- (36) 辛嶋並義系図による。
- (37) 34に述べた如く宇佐郡辛嶋里に降つた神が大和へと解すべきで、辛嶋に降つたという事は辛嶋氏に奉祀された韓神の由来を示したものであり大和云々は大神氏の神即ち八幡神に関係する大神氏そのもの來由を示したものであろう。
- (38) (2)に同じ、拙稿「原始神道と仏教の融合」（宗教研究175号 昭38）
- (39) 承和縁起によると用明3年（AD590）より3年間弥宜辛嶋勝乙目と祝勝意布壳と何れも辛嶋氏が祭るとあり、大神氏系記録には比義が祝とある。何れにしても辛嶋氏が6世紀の後半に祀つたと伝えている。
- (40) 三才童子の託宣（託宣集等）
- (41) 拙稿(38)の2宗教研究175号29頁以下）この論文ではこゝまで触れることを得なかつた。
- (41) 2 新羅仏教については田村円澄氏「神宮寺」（史淵八七号）小田富士雄氏「宇佐弥勒寺成立の背景」（九州史字6）による。
- (42) 田箇社は封戸郷鎮守で、この社のみが宇佐八ヶ社中地名を冠しない社である。或はこの社名は「田部社」又は「封戸社」から来ているのでは

あるまいか。いさゝか無理はあるが。旧宇佐郡封戸村の立石にあり、巨石信仰の遺蹟があるので考うべき点である。日名子文書（大分県史料卷）によると封戸郷司は田部氏であり、宇佐宮総弁官職を惣領家が襲いでいる。後にふれる如く、田部氏は屯倉諫山郷より大神氏に附隨した氏族ではなかつたかと思われる。封戸郷は宇佐宮にとつては最も密接な郷で、古来封民として奉仕している。それは大神氏の八幡勅座する時からの極めて近い関係であらう。

- (43) 井上辰雄氏「大宝2年の豊前国戸籍をめぐる諸問題」（日本史研究22）
- (44) 中村昌治氏「神奈川県内の焼畑慣行地名について」（地名学研究10、11合集号昭34）
- (45) 岡為造氏「宇佐行幸会」（宇佐史研究127号）
- (46) 本朝世紀の「八幡種蒔く」云々、宮地博士も幡は烟と同義であるといわる。又柴田実氏「八幡神の一性格」（神通研究496昭31）にもふれている。
- (47) 田中卓博士「住吉神代記」
- (48) 同上
- (49) 馬城峯崇拝はいわゆる山岳信仰であり、男性神になる場合が多い。私は宇佐津彦がこの山の信仰から起つて神格化されて来たものであり、比咩神は宇佐川の精靈信仰から生れて「玉依」をしたのであろうと考える。
- (50) 35に同じ
- (51) 竹内理三博士編寧楽遺文による。豊前国仲津郡丁里戸籍の戸主丁勝の戸口に「母大神部牧壳、年陸拾弐歳 老女」ついで「大神部菟手 年式拾歳 残疾寄口」の二人だけである。
- (52) 拙稿(41)に同じ（昭38.7.5）

（附）本稿は昭32年度文部省科学研究費をうけた「宇佐弥勒寺の史的研究」の一部である。